

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

22期(1968/昭和43年)

教官の言霊

私は、司法研修所22期。修習期間は1968年4月から2年間。研修所は紀尾井町だった。50年経ち、研修時代のことはすっかり忘れてしまった。しかし、教官の言葉で、年を経てじわじわ効いてくるものがある。言葉に宿っている不思議な力。言霊か。

夜中にピョン

民弁教官（前期）は、執筆活動や講演活動を弁護士業務の中心にしていた。事務所に遊びに行った時に尋ねた。「私も本を書きたい。どうしたら、先生のようになれるのですか」

師、曰く「事件をやっていると、その事件のことが気になって、夜中にピョンと飛び起きるので……」

弁護士になって、しばらくして、その教官から連絡があった。「ある本の出版を頼まれたが、忙しいので、多比羅君やってくれないか」それが最初の単行本『法律文書作成法』である。本屋で平積みを見た時は、嬉しかった。弁護士3年目である。

7年間のイソ弁生活を経て独立した。独立後、倒産事件を頼まれるようになったが、それまで私は倒産事件をやったことがなかった。その当時の倒産事件（私的整理）は、事件屋やヤクザ、荒れる債権者相手の3K仕事（きつい。危険。汚い）であった。プライドの高い弁護士はやらなかったで、若手弁護士にまわって来ていた。その後、私は少しずつ倒産事件の依頼が増えていった。

倒産事件をやっていると、夜にピョンと目が覚め、気がつくと倒産事件の処理を考えている。アイデアが浮かぶと、それをペンライトで照らしながら、メモする。倒産事件は担当弁護士の裁量が大きい。例えば、再建するか、清算するか。どの事業を残すか。従業員を何人リストラするか。倒産事件はやりがいがあるが、責任も重い。



会員 多比羅 誠 (22期)

あの教官が言いたかったことは、そういうことだったのか。ピョンピョン起きろ！悩め！考えろ！

人生、保証人になるなかれ

民弁教官（後期）の修習生に対する戒めの言葉である。30～40年前は、会社の再建をしていると、大口債権者から、弁護士が保証してくれるなら、再建に協力すると言われることがあった。現に会社再建のためならばと、それに応ずる熱血弁護士もいた。

その後、保証人問題は、私にとって大きなテーマになった。

ある一部上場会社が会社更生を申し立て、私がある更生管財人に選任されたことがある。その時に困ったことは、子会社の社長達が軒並み個人保証していたことである。自宅を含め、全財産失う危機になった。親会社から派遣されたサラリーマン社長であり、支払えないからである。

個人保証制度が企業の再生の妨げとなっている。経営が破綻しても、粉飾決算や信義則に反する行為をしていない限り、保証債務を負わず、個人がやり直せる仕組みを作れないものかと思っている。

75歳まで

司法修習終了20周年（小生47歳）か、30周年（57歳）かの記念の会合において、刑弁教官が、「75歳までは、普通に働ける。頭脳も肉体も」とスピーチした。

私には衝撃であった。祖父も父も若くして逝き、私自身、長生きできないと思い込んでいた。教官のスピーチ以降、75歳まで現役の倒産弁護士として現場に立ち続けることが人生の大目標になった。

お陰様で、今年3月、目標を達成できた。75歳の間に、これから迎える「誰^た彼^{かれ}期」の設計をしよう。

教官の霊に合掌。